参 考 資 料

1．計画策定の経緯等

2．管理指標一覧等

3．アンケート調査の概要

4．塩竈市環境基本条例

5．用語解説

参考資料

1　計画策定の経緯等

（1）計画策定の経緯

塩竈市環境基本計画（平成14年10月）
計画期間：平成14年度（2002）～平成24年度（2012）の10年間

【 国及び世界的な動向 】

○地球温暖化対策、ヒートアイランド対策の重要性増大
・コペンハーゲン同意（H21）
・地球温暖化対策基本法案（H22）
・低炭素都市づくりガイドライン（H22）
・都市構造面からの根本的対策

○持続可能な社会の構築のため、環境・経済・社会の統合
・グリーンイノベーションの実現
・環境エネルギー分野の展開

○生物多様性保全への対応
・COP10の開催、生物多様性国家戦略2010

○国民意識の高揚、主体的取組みの促進
・環境意識の啓発、環境教育の重要性

○新たな価値観として環境が認識
・経済優先から心の豊かさ重視へ

○個別トピック・動向
・PM2.5（微小粒子状物質）対策（H21．9環境基準設定）
・自動車NOx・PM法改正（H22）
・廃棄物処理法の改正（H22）
・化審法改正（H22）・エコチル調査（H23～）・EXTEND2010・リスクコミュニケーション　など

【 市及び宮城県の動向 】

○「しおがまエコオフィスプラン」（H21～H25）
○「塩竈市震災復興計画」（H23～H32）
○「第５次塩竈市長期総合計画」（H23～H32）
など

○東日本大震災の教訓・対応策
・安心・安全な環境づくり
・節電対策・エネルギー政策の見直し
・再生可能エネルギーの利用促進
・放射性物質対策

○「宮城県環境基本計画」（H18～H28）
・地球環境保全への貢献
・資源循環型社会の形成
・自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造
・安全で良好な生活環境の確保

○市民・事業者・小中学生アンケート調査（H24）

第１回　塩竈市環境審議会（H26.3.12）

庁内ヒアリング（H26.7.7～10）

第２回　塩竈市環境審議会（H26.11.28）

第３回　塩竈市環境審議会（H27.2.10）

【改定】塩竈市環境基本計画（平成27年3月）
計画期間：平成27年度（2015）～平成36年度（2024）の10年間

（2）塩竈市環境審議会委員名簿

No.	氏　　名	所属・役職等	備　　考
1	長谷川　信　夫	東北学院大学名誉教授	会長・学識経験者
2	菊　地　　立	東北学院大学名誉教授	副会長・学識経験者
3	浅　野　敏　江	塩竈市議会議員	
4	鎌　田　礼　二	塩竈市議会議員	
5	髙　橋　輝　兆	宮城県塩釜医師会理事	平成26年度から鳥越委員に替わって任命
6	下　山　雄　司	塩釜商工会議所議員	
7	阿　部　豊　子	塩竈市婦人会副会長	
8	稲　井　謙　一	塩釜ガス株式会社代表取締役社長	
9	水　間　正　夫	元塩釜市浅海漁業振興協議会副会長	
10	津　田　武　彦	塩釜市水産振興協議会副会長	
11	粟　津　洋　子	みやぎ生活協同組合監事	
12	伊　藤　陽太郎	塩釜市ホタルの里保存会会長	
13	鳥　越　紘　二	宮城県塩釜医師会副会長	平成25年度任命

※敬称略、順不同、役職は平成27年３月現在

2 管理指標一覧等

（1）管理指標一覧

評価：◎目標達成　○80%以上達成　△50～79%程度達成　—50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初（H13）	当初の目標値（H24）	現況/評価	今回の目標値（H36）	今回の目標値の設定概要
(1) 生活のなかで身近に海を感じるまちをつくる	当初	「水辺のいい場所ランキング」を実施し、「いい場所」を最初の認定箇所数の2倍以上に増やすことを目標とします。	水辺のいい場所ランキング認定数	未認定	2倍以上	未認定/—	—	—
	今回	人々が水辺に親しむ機会を増やすため、海などの水辺の魅力を楽しめるイベント等を年4回以上開催することを目標とします。	水辺でのイベント開催数	—	—	0回（H24）	4回/年以上	市民が水辺に親しむ機会が機会が増えるよう、四半期に1回以上、海などの水辺の魅力を楽しめるイベント等を開催する
	目標の継続	マリンゲート塩釜の総利用者数、年間150万人を目標とします。また、そのうち船舶利用以外の利用者割合を50%以上を目標とします。	マリンゲート塩釜の総利用者数	130万人	150万人維　持	119万人（H24）/△	150万人	平成11年水準の総利用者数維持が目標
			船舶利用以外の利用者割合※	44.6%	50%以上	調査未実施/—	50%以上	市民利用の5割以上が目標 ※利用者割合（マリンゲート塩釜の総利用者と船舶利用実績を基に算出）
	当初	市民アンケート調査での海と接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率を50%に引き上げることを目標とします。	海と接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率	41.8%	60%以上	28.3%（H24）/—	—	—
	今回	市民アンケート調査での海と身近に接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率を50%に引き上げることを目標とします。	海と身近に接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率	—	—	28.3%（H24）	50%以上	当初計画策定時の回答率を回復させつつ、その回答率を半数（50%）にすることを目標
(2) 自然を守り、まちの緑を育てる	当初	1人あたりの都市公園等面積を20㎡に拡大し、市内幹線道路の街路樹整備率を26%以上にします。	1人あたりの都市公園等面積	8.0㎡	20㎡	17.4㎡/○（H24）	—	—
			街路樹整備率	18.3%	26%以上	18.3%/—（H23）	—	—
	今回	一人あたりの都市公園等面積を20㎡に拡大します。	1人あたりの都市公園等面積	—	—	17.4㎡	20㎡	当初の目標の継続 →都市マスタープランにおける整備目標（平成27年）

評価：◎目標達成　○80%以上達成　△50～79%程度達成　—50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初（H13）	当初の目標値（H24）	現況/評価	今回の目標値（H36）	今回の目標値の設定概要
(2) 自然を守り、まちの緑を育てる	当初	8 箇所以上の公園を再整備します	公園の再整備	0 箇所	8 箇所	0 箇所/—（H24）	—	—
	今回	5 箇所以上の公園を整備または再整備します。	公園の整備または再整備箇所数	—	—	0 箇所	5 箇所	—
	当初	生活排水処理率を99%以上に引き上げることを目標とします。	生活排水処理率※	87%	99%以上	99%/◎（H24）	—	—
	今回	生活排水処理率を現況以上に引き上げることを目標とします。	生活排水処理率※	—	—	99%（H24）	現況以上	きれいな水環境づくりを進め、自然環境を保全することを目標 ※生活排水処理率 行政人口に対する、下水道、漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の処理人口の割合
	目標の継続	市民アンケート調査での「家やその周辺でみどりを育てている」の実施率を85%に引き上げることを目標とします。	「家やその周辺でみどりを育てている」の実施率	81%	85%以上	73.4%/○（H24）	85%以上	市民アンケート調査（当初）では、80%を上回っていることから、5 ポイント程度増加を見込んだ目標
(3) 自然や伝統的な景観を守り、活用する	当初	鹽竈神社周辺の歴史的地区環境整備街路事業の整備延長を 4.2km 以上にします。	歴史的地区環境整備街路事業の整備延長	0.1 km	4.2 km	0.25 km（H23）/—	—	—
	今回	自然景観や歴史的な景観の保全・活用を図るため、塩竈市景観計画に基づく景観形成を推進します。	塩竈市景観計画に基づく景観形成の推進	—	—	—	—	自然や伝統的景観を保全・活用することを目標
	当初	文化財・史跡サインの設置数を40箇所以上にします。	文化財・史跡サインの設置数	12 箇所	40 箇所	91 箇所/◎（H23）	—	—
	今回	文化財等をネットワークした総合的な案内サインを 5 箇所以上、整備・更新します。	総合的な案内サインの整備・更新箇所数	—	—	0 箇所（H26）	5 箇所	文化財等のネットワーク化を目標

評価：◎目標達成　○80%以上達成　△50～79%程度達成　—50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初（H13）	当初の目標値（H24）	現況/評価	今回の目標値（H36）	今回の目標値の設定概要
(3) 自然や伝統的な景観を守り、活用する	目標の継続	市民アンケート調査での「景観や歴史・ゆとり空間」について、「少しある」または「たくさんある」の回答率を60%に引き上げることを目標とします。	「景観や歴史・ゆとり空間」について、「少しある」または「たくさんある」の回答率	44.6%	60%以上	41.3%/△（H24）	60%以上	市民アンケート調査（当初）では、50%を下回っており、50%に10ポイント程度増加を見込んだ目標
(4) 地域循環型の都市をつくる	目標の継続	リサイクル率を30%以上に引き上げることを目標とします。	リサイクル率※	16.5%	30%以上	19.5%/△（H24）	30%以上	宮城県循環型社会形成推進計画の目標値（H27）に整合 ※リサイクル率 （市の資源化量＋団体回収量）÷（市のごみ総排出量＋団体回収量）
	当初	1人1日あたりの家庭ごみ排出量を22.4%以上削減（667g以下に）することを目標とします。	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	860g	667g以下（H22）	727g（H24）/○	—	宮城県循環型社会形成推進計画の「県民1人当たりの一般廃棄物の排出量930g/人.日」の目標値（H27）に整合
	今回（目標の継続）	1人1日あたりの家庭ごみ排出量を、第一次環境基本計画の目標値である22.4%以上に削減（667g以下に）することを目標とします。	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	—	—	727g（H24）	667g以下	
	当初	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量を22.4%以上削減（333g以下に）することを目標とします。	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量	429g	333g以下（H22）	427g/△（H24）	—	
	今回（目標の継続）	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量を、第一次環境基本計画の目標値である22.4%以上に削減（333g以下に）することを目標とします。	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量	—	—	427g（H24）	333g以下	

評価：◎目標達成　○80%以上達成　△50～79%程度達成　—50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初（H13）	当初の目標値（H24）	現況/評価	今回の目標値（H36）	今回の目標値の設定概要
(4) 地域循環型の都市をつくる	当初	市内の電力消費量を平成7年度レベル（現況より6%減少）にすることを目標とします。	市内の電力消費量	286,675千kwh	269,000千kwh	258,428千kwh/◎（H24）	—	—
	今回	省エネルギーによるエネルギー消費量の削減率を、平成22年度レベル（5,949,741GJ）より、5.1%削減することを目標とします。	省エネルギーによるエネルギー消費量の削減率	—	—	5,949,741GJ（H22）	現況より5.1%削減	宮城県の「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」の目標値と整合
		再生可能エネルギーの導入により、公共施設の太陽光発電能力を現況以上とすることを目標とします。	公共施設の大陽光発電量	—	—	50kw（H25）	現況以上	公共施設における再生可能エネルギーの導入促進を目標
	目標の継続	市民アンケートでの循環型社会への取り組みの実施率を、各現況以上に引き上げることを目標とします。	水を出しっぱなしにしないの回答率	81.6%	各項目とも現況以上	85.4%（H24）/◎	各項目とも現況以上	市民アンケート調査の現況では、項目ごとにばらつきがあるが、全体的な取り組みの向上が必要であるため、統一の目標とした ※クリーンエネルギー 化石燃料の燃焼や原子力などと違って、廃棄物によって環境を汚染することのないエネルギーのこと。太陽熱・地熱・風力・波力など。
			節水を心がけているの回答率	77.3%		77.2%（H24）/○		
			ごみの分別、再利用に取り組んでいるの回答率	88.6%		91.0%（H24）/◎		
			生ごみを堆肥化しているの回答率	22.7%		16.2%（H24）/△		
			クリーンエネルギー※を利用しているの回答率	7.8%		8.4%（H24）/◎		
			冷暖房の設定温度を調節しているの回答率	74.3%		82.9%（H24）/◎		
			節電を心がけているの回答率	88.1%		91.4%（H24）/◎		
			過剰包装をさせないの回答率	52.9%		93.0%（H24）/◎		
			ものを大切に使っているの回答率	80.8%		81.0%（H24）/◎		

評価：◎目標達成　○80%以上達成　△50～79%程度達成　—50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初（H13）	当初の目標値（H24）	現況/評価	今回の目標値（H36）	今回の目標値の設定概要
(5) 環境負荷の少ないまちの基盤をつくる	当初	市内循環バスの利用者数を 30 万人以上に増加することを目標とします。	市内循環バスの利用者数	154,656 人（H12）	30 万人以上	367,824 人（H24）/◎	—	—
	今回	市内循環バスの市民一人あたりの利用回数を現況以上にすることを目標とします。	市民一人当たりの年間の市内循環バスの利用回数	—	—	6.5 回/年	現況以上	市民一人当たりの利用回数を現況以上に増やすことを目標
	当初	下水道普及率（計画区域内）を 100% にします。	公共下水道普及率	95.7%	100%	99.0%/○（H24）	—	—
	今回	下水道水洗化率を現況以上にすることを目標とします。	下水道水洗化率	—	—	96.7%	現況以上	下水道水洗化率を現況以上に引き上げることを目標
	目標の継続	市民アンケートでの「公共交通や歩いて行ける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率を 70%以上に引き上げることを目標とします。	「公共交通や歩いて行ける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率	62.3%	70%以上	63.1%/○（H25）	70%以上	市民アンケート調査（当初）に 10 ポイント程度増加を見込んだ目標
	新規	温室効果ガス排出量を平成 22 年レベル（461,000 t CO_2）より 3.4%削減することを目標とします。	温室効果ガス排出量の削減率	—	—	461,000 t CO_2（H22）	現況より 3.4%削減	宮城県の「地球温暖化対策実行計画」の目標値との整合
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	目標の継続	二酸化窒素の環境基準ゾーン下限値の 0.04ppm 以下を達成・維持します。	二酸化窒素（一日平均値の年 98%値）	0.032ppm（H12）	0.04ppm 以下	0.035ppm（H24）/◎	0.04ppm 以下	宮城県環境基本計画の目標値に整合 〈環境基準〉 二酸化窒素測定値の 1 時間値の一日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること

評価：◎目標達成　○80%以上達成　△50～79%程度達成　—50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初（H13）	当初の目標値（H24）	現況/評価	今回の目標値（H36）	今回の目標値の設定概要
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	当初	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、それぞれの環境基準を達成・維持します。	二酸化硫黄に係る環境基準の達成度（一日平均値の 2% 除外値）	0.009ppm（H11）	環境基準を達成・維持	—/—	—	—
	今回（目標の継続）	浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、それぞれの環境基準を達成・維持します。	浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成度（一日平均値の 2% 除外値）	0.076mg/m³（H12）	環境基準を達成・維持	一般環境大気観測局 0.053mg/m³（H24）/◎ 自動車排出ガス測定局 0.045mg/m³（H24）/◎	環境基準を達成・維持	宮城県環境基本計画の目標値に整合 〈環境基準〉 浮遊粒子状物質測定値の 1 時間値の一日平均値が 0.10 mg/m³ 以下、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下
			光化学オキシダントに係る環境基準の達成度（1 時間値）	最高値 0.121ppm 年平均値 0.029ppm（H12）	環境基準を達成・維持	最高値 0.081ppm 年平均値 0.034ppm（H24）/—	環境基準を達成・維持	宮城県環境基本計画の目標値に整合 〈環境基準〉 光化学オキシダント測定値の 1 時間値が 0.06ppm 以下
	目標の継続	騒音に係る環境基準を達成・維持します。	騒音に係る環境基準の達成度		環境基準を達成・維持		環境基準を達成・維持	宮城県環境基本計画の目標値に整合 〈自動車騒音環境基準〉 【要請限度】 地域類型：C 区域 昼間：60【75】dB(A) 以下 夜間：50【70】dB(A) 以下 〈騒音に係る環境基準〉 A 及び B 類型 （一般的な住宅地） 昼間： 55dB(A) 以下 夜間： 45dB(A) 以下
			自動車騒音 昼間 夜間	5 地点中 1 地点 5 地点中 0 地点		3 地点中 0 地点（H24）/—		
			環境騒音※ 昼間 夜間 ※環境騒音／特定の音を対象とせずに測定される騒音のこと。（自動車騒音を測定する際のその他の雑音のこと）	3 地点中 3 地点 3 地点中 3 地点（H12）		1 地点中 1 地点（H24）/◎		

評価：◎目標達成　○80%以上達成　△50～79%程度達成　—50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初（H13）	当初の目標値（H24）	現況/評価	今回の目標値（H36）	今回の目標値の設定概要
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	当初	市内の河川の調査地点における BOD の年平均値の平均を 3.0mg/l 以下とするよう努めます。	市内の河川の調査地点における水質（BOD※）の年平均値の平均	4.3 mg/ℓ（H12　6 地点調査平均）	3.0 mg/ℓ	2.48 mg/ℓ（H24　6 地点調査平均）/◎	—	—
	今回	市内の河川の調査地点における BOD の年平均値の平均を 2.0mg/l 以下とするよう努めます。	市内の河川の調査地点における水質（BOD※）の年平均値の平均	—	—	2.48 mg/ℓ（H24 6 地点調査平均） 新町川 A 1.9 mg/ℓ 新町川 B 0.9 mg/ℓ 宮町川 3.9 mg/ℓ 石田川 A 1.2 mg/ℓ 石田川 B 1.2 mg/ℓ 貞山運河 5.8 mg/ℓ	2.0mg/ℓ 以下	宮城県環境基本計画の目標値に整合 ※BOD 生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の度合を表す指標で、水中の有機物等が微生物により分解されるときに必要な酸素の量で表したもの。 〈環境基準〉 公共用水域の全環境基準点における BOD の年間平均値の平均が 2010 年で 2.0 mg/ℓ とする。
	目標の継続	市内の海域の調査地点における水質の環境基準を達成・維持し、更に上位の環境基準の達成に努めます。	市内の海域の調査地点における水質（COD※）の環境基準の達成度	（H12）	環境基準を達成・維持 上位の環境基準の達成	（H24）	環境基準を達成・維持 上位の環境基準の達成	宮城県環境基本計画の目標値に整合 ※COD 化学的酸素要求量。海域や湖沼の汚濁の度合を表す指標で、有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量で表したもの。 〈環境基準〉 海域・湖沼の水質測定値 A類型：COD 2mg/ℓ以下 B類型：COD 3mg/ℓ以下 C類型：COD 8mg/ℓ以下
			A類型（桂島）	2.2mg/ℓ		2.6 mg/ℓ（H24）/△		
			B類型（西浜）	2.1mg/ℓ		2.2 mg/ℓ（H24）/◎		
			C類型（港橋）	3.1mg/ℓ		3.4 mg/ℓ（H24）/◎		

評価：◎目標達成　○80%以上達成　△50～79%程度達成　—50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初（H13）	当初の目標値（H24）	現況/評価	今回の目標値（H36）	今回の目標値の設定概要
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	当初	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数をなくします。	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数	36件	0件	2件（H24）/○	—	—
	今回	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数を現況よりも少なくするよう努めます。	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数	—	—	2件（H24）	現況よりも少なくする	市民一人ひとりが環境に配慮した生活をおくることにより、苦情がなくなることを目標
(7) 環境について知る・学ぶ機会をふやす	当初	市民環境講座の参加率を60%以上とすることを目標とします。	市民環境講座の参加率※ ※参加定員に対する参加者数の割合	50%	60%以上	—/—	—	—
	今回	市民アンケート調査での環境講座への参加率を4.7%（H24）から、20%以上に引き上げることを目標とします。	環境講座への参加率	—	—	4.7%（H24）	20%以上	現況の参加率に15ポイント程度増加（5世帯中1世帯の参加）を見込んだ目標
	当初	こどもエコクラブ加入グループ数を小学校区ごとに1つ以上を目標とします。	小学校区ごとのこどもエコクラブ加入団体数	市内全地区で1グループ	1グループ	11団体（H21）/◎	—	※こどもエコクラブ P190「用語解説」を参照
	今回	小中学生アンケート調査での学校での環境に関する活動（クラブや総合学習等）への参加率を69.7%（H24）から、現況以上に引き上げることを目標とします。	学校での環境に関する活動（クラブや総合学習等）への参加率	—	—	69.7%（H24）	現況以上	現況の参加率を現況以上に引き上げることを目標
	当初	環境情報センターを平成16年までに整備します。	環境情報センターの整備	—	H16	—/—	—	—
	今回	塩竈市ホームページの利用における環境情報コーナー内へのアクセス件数を4,229件（H25）から、20%以上に引き上げることを目標とします。	環境情報コーナー内アクセス件数	—	—	4,229件（H25）	20%以上	現況のアクセス件数からに20ポイント程度増加を見込んだ目標

評価：◎目標達成　○80%以上達成　△50～79%程度達成　—50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初（H13）	当初の目標値（H24）	現況/評価	今回の目標値（H36）	今回の目標値の設定概要
(8) 市民・事業者の環境に関する活動を支援・育成する	当初	環境活動団体の登録数、20 団体以上を目標とします。	環境活動団体の登録数	2 団体	20 団体以上	—/—	—	—
	今回	環境活動団体数を 12 団体以上とすることを目標とします。	環境活動団体数	—	—	7 団体（H24）	12 団体以上	当初からの伸び率で推移すると想定した目標
	当初	環境活動のリーダー・指導員数を小学校区ごとに 3 人以上養成します。	小学校区ごとの環境活動のリーダー・指導員数	—	3 人以上	—/—	—	—
	今回	環境活動のリーダー・指導員を養成するため、年 4 回、養成講座を開催することを目標とします。	養成講座開催数	—	—	0 回/年（H24）	4 回/年	四半期に 1 回の開催を目標
	当初	市民アンケート調査での環境に関する活動への市民参加率を 60%に引き上げることを目標とします。	環境に関する活動への市民参加率	45.8%	60%以上	29.8%（H24）/—	—	—
	今回	市民アンケート調査での環境に関する活動への市民参加率を 29.8%（H24）から、50%以上に引き上げることを目標とします。	環境に関する活動への市民参加率	—	—	29.8%（H24）	50%以上	当初計画策定時の参加率を回復させつつ、その参加率を半数（50%）にすることを目標

評価：◎目標達成　○80%以上達成　△50～79%程度達成　—50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初（H13）	当初の目標値（H24）	現況/評価	今回の目標値（H36）	今回の目標値の設定概要
(9) 環境に配慮したくらし方をすすめる	当初	仮称）環境率先実行計画を平成16年までに策定し、3ヵ年ごとに見なおしながら推進します。	環境率先実行計画の管理	未策定	平成16年策定 3ヵ年ごとの見直し	策定済み/◎	—	—
	今回	環境率先実行計画を5ヵ年ごとに見直しながら推進します。	環境率先実行計画の管理	—	—	—	5ヵ年ごとの見直し	5ヵ年ごとに見直しを行っている。
	当初	仮称）環境優良企業の認証割合を市内の小売店の50%以上とすることを目標とします。	環境優良企業の認証割合	未認証	50%以上	—/—	—	—
	今回	ISO14001取得企業を現況以上とすることを目標とします。	ISO14001取得企業数	—	—	3社（H26）	現況以上	—
	当初	仮称）美化推進地区数を毎年4地区ずつ増加していきます。	美化推進地区数	未指定	毎年4地区ずつ増加	—/—	—	—
	今回	景観計画に基づく景観形成を推進し、地域特性にあった環境美化に努めます。	塩竈市景観計画に基づく景観形成の推進	—	—	—	—	身近な環境美化を推進することを目標

評価：◎目標達成　○80%以上達成　△50～79%程度達成　—50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初（H13）	当初の目標値（H24）	現況/評価	今回の目標値（H36）	今回の目標値の設定概要
(9) 環境に配慮したくらし方をすすめる	当初	環境配慮行動の実施状況をアンケート等で調査し、市民の環境配慮のための重点行動指針の実施率を初回調査時から10%以上引き上げることを目標とします。	市民の環境配慮のための重点行動指針の項目の実施率	未調査	初回調査時から10%以上に引き上げる	—/—	—	—
	今回	市民アンケートでの環境配慮のための重点行動指針の実施率を、各現況以上に引き上げることを目標とします。	「ごみの分別、再利用に取り組んでいる」の回答率 【重点行動指針】家庭ごみの適正な処理につとめる。	—	—	91.0%（H24）	現況以上	基本目標(4)の管理指標と重複【再掲】
			「節電を心がけている」の回答率 【重点行動指針】日常生活における電気の節約に努める。	—	—	91.4%（H24）	現況以上	基本目標(4)の管理指標と重複【再掲】
			「公共交通や歩いていける所に行くときは自動車を使わないようにしている」の回答率 【重点行動指針】自動車の使用をできるだけ控えるように努める。	—	—	63.1%（H24）	70%以上	基本目標(5)の管理指標と重複【再掲】
			「家やその周辺でみどりを育てている」の回答率 【重点行動指針】公園や身近な環境の緑化に対する協力をしましょう。	—	—	73.4%（H24）	85%以上	基本目標(2)の管理指標と重複【再掲】
			「環境に関する行事や市民活動に参加や協力をしている」の回答率 【重点行動指針】環境保全活動等への参加・協力・実践に努める。	—	—	29.8%（H24）	50%以上	基本目標(8)の管理指標と重複【再掲】

評価：◎目標達成　○80%以上達成　△50～79%程度達成　―50%未満

基本目標	区分	管理指標	項目	当初（H13）	当初の目標値（H24）	現況/評価	今回の目標値（H36）	今回の目標値の設定概要
（10）東日本大震災によって消失した環境の再生及び復興を図る	新規	復旧・復興事業により、安全・安心な生活環境の再生を図ります。		―	―	―	―	東日本大震災によって消失した環境の再生及び復興を図ることを目標
		今後は豊かな自然環境の再生に努めます。		―	―	―	―	

（2）管理指標見直しの経緯

基本目標１　水辺の保全と創造…生活のなかで身近に海を感じるまちをつくる

区分	管理指標		理由	備考
変更	当初	「水辺のいい場所ランキング」を実施し、「いい場所」を最初の認定箇所数の2倍以上に増やすことを目標とする。	当初の計画策定時の管理指標は、親水性向上が強く求められていることから設定された指標である。「水辺のいい場所ランキング」を用い管理指標としていたが、より、市民が水辺に親しむ機会が増えるよう、四半期に1回以上、水辺の魅力を楽しめるイベント等を開催する管理指標に見直すこととした。	○目標値：２倍以上 ○H24実績値：未認定 （○H13 実績値：未認定）
	今回	人々が水辺に親しむ機会を増やすため、海などの水辺の魅力を楽しめるイベント等を年４回以上開催することを目標とします。		
変更	当初	市民アンケート調査での海と接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率を60％に引き上げることを目標とします。	当初の計画策定時の回答率（41.8％）よりも平成24年の実績値（28.3％）が低くなっており、目標値（60％以上）と大きく隔たりがあるため、当初の計画策定時の回答率を回復させつつ、その回答率を半数（50％）にすることをめざすことに見直すこととした。	○目標値：60％以上 ○H24実績値：28.3％ （○H13 実績値：41.8％）
	今回	市民アンケート調査での海と身近に接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率を50％に引き上げることを目標とします。		

基本目標２　自然と緑の保全と創造…自然を守り、まちの緑を育てる

区分	管理指標		理由	備考
一部削除	当初	一人あたりの都市公園等面積を20㎡に拡大し、市内幹線道路の街路樹整備率を26％以上にします。	街路樹整備率を向上させるためには、新規路線の整備等が必要になること、また現況においては、低木等の植栽が主となっていることを踏まえ、今回の見直しにおいては、管理指標から、市内幹線道路の街路樹整備率を除外することとした。	【都市公園等面積】 ○目標値：20㎡ ○H24実績値：17.4㎡ （○H13 実績値：8.0㎡） 【市内幹線道路街路樹整備率】 ○目標値：26％以上 ○H23実績値：18.3％ （○H13 実績値：18.3％）
	今回	一人あたりの都市公園等面積を20㎡に拡大します。		
変更	当初	８箇所以上の公園を再整備する。	当初の計画策定時は、東西南北の各地区2箇所以上の整備を目標としていたが、平成24年の実績値は0箇所となっており、復興事業等を考慮し、「5箇所」に見直すこととした。	○目標値：８箇所 ○H24実績値：０箇所 （○H13 実績値：０箇所）
	今回	５箇所以上の公園を整備または再整備します。		
目標達成による新規指標	当初	生活排水処理率を99％以上に引き上げることを目標とします。	当初の計画の管理指標は、目標を達成しているが、今後も継続が必要であるため、生活排水処理率を現況（H24　99％）よりも引き上げることに見直すこととした。	○目標値：99％以上 ○H24実績値：99％ （○H13 実績値：87％）
	今回	生活排水処理率を現況以上に引き上げることを目標とします。		

基本目標３　自然と都市の景観の保全と創造…自然や伝統的な景観を守り、活用する

区分	管理指標		理由	備考
変更	当初	鹽竈神社周辺の歴史的地区環境整備街路事業の整備延長を4.2km以上にします。	歴史的地区環境整備街路事業が消失したことから、景観計画に基づく景観形成などにより整備を検討することとし、管理指標を見直すこととした。	○目標値：4.2km以上 ○H23実績値：0.25km (○H13 実績値：0.1km)
	今回	自然景観や歴史的な景観の保全・活用を図るため、塩竈市景観計画に基づく景観形成を推進します。		
目標達成による新規指標	当初	文化財・史跡サインの設置数を40箇所以上にします。	当初の計画の管理指標は、目標を達成している。このため、今後は、文化財等のネットワークを考慮した総合的な案内サインを観光拠点（マリンゲート、塩釜駅、鹽竈神社等）に５箇所以上、整備・更新することを管理指標として設定することとした。	○目標値：40箇所 ○H23実績値：91箇所 (○H13 実績値：12箇所)
	今回	文化財等をネットワークした総合的な案内サインを５箇所以上、整備・更新します。		

基本目標４　エネルギー・資源、循環環境の保全と創造…地球循環型の都市をつくる

区分	管理指標		理由	備考
一部変更	当初	１人１日あたりの家庭ごみ排出量を22.4％以上削減（667g以下に）することを目標とします。	当初の計画の管理指標の目標は達成されていないものの、当初の実績値（H13）より改善がみられる管理指標である。このため、今後も当初の管理指標を継続していくこととし、その旨をわかるように管理指標に明記することとした。	○目標値：667g以下 ○H24実績値：727g (○H13 実績値：860g)
	今回	１人１日あたりの家庭ごみ排出量を、第１次環境基本計画の目標値である22.4％以上に削減（667g以下に）することを目標とします。		
一部変更	当初	１人１日あたりの事業系一般廃棄物の排出量を22.4％以上削減（333g以下に）することを目標とします。	当初の計画の管理指標の目標は達成されていないものの、当初の実績値（H13）より若干改善がみられる管理指標である。このため、今後も当初の管理指標を継続していくこととし、その旨をわかるように管理指標に明記することとした。	○目標値：333g以下 ○H24実績値：427g (○H13 実績値：429g)
	今回	１人１日あたりの事業系一般廃棄物の排出量を、第１次環境基本計画の目標値である22.4％以上に削減（333g以下に）することを目標とします。		

区分	管理指標		理由	備考
目標達成による新規指標	当初	市内の電力消費量を平成7年度レベル（現況より6％減少）にすることを目標とします。	当初の計画の管理指標は、目標を達成している。 地球温暖化対策は、国の重点分野に位置付けられており、これに関連する本指標については、県の「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」と整合をとり、「省エネルギーによるエネルギー消費量の削減率」を、新たな管理指標として設定することとした。 また、公共施設への再生可能エネルギーの導入促進を図るため、公共施設の太陽光発電能力を現況以上にすることを新たな管理指標とした。	○目標値： 269,000千kwh ○H24実績値： 258,428千kwh （○H13 実績値： 286,675千kwh）
	今回	・省エネルギーによるエネルギー消費量の削減率を、平成22年度レベル（5,949,741GJ）より、5.1％削減することを目標とします。 ・再生可能エネルギーの導入により、公共施設の太陽光発電能力を現況以上とすることを目標とします。		
変更	当初	市民アンケートでの循環型社会への取り組みの実施率を、各現況以上に引き上げることを目標とします。	「生ごみの堆肥化」以外は、ほぼ目標値に達している。 基本的に継続的な取り組みが重要であるため、平成24年度の実測値を基準とし、各取り組みの実施率（アンケート回答率）を平成24年度レベル以上に引き上げることを目標とした。	○目標値：実施率の引上げ
	今回	市民アンケートでの循環型社会への取り組みの実施率を、平成24年度のアンケート調査結果以上に引き上げることを目標とします。		

基本目標５　環境負荷の少ない都市環境の創造…環境負荷の少ないまちの基盤をつくる

区分	管理指標		理由	備考
目標達成による新規指標	当初	市内循環バスの利用者数を30万人以上に増加することを目標とします。	当初の計画の管理指標は達成している。今後は、平成24年の実績値を踏まえ、左記を新たな管理指標とすることとした。 【参考】 平成24年実績値（367,824人）から、市民一人当たりの利用回数を算出すると、6.5回/年程度となる。現況は２か月に１回程度利用している換算となり、今後は、利用回数を現況以上にすることを目標とする。 367,824人/年÷56,564人（H24.12住民基本台帳）≒6.5回/年	○目標値：30万人以上 ○H24実績値：367,824人 （○H12 実績値： 154,656人）
	今回	市内循環バスの市民一人あたりの利用回数を現況以上にすることを目標とします。		

区分	管理指標		理由	備考
目標達成による新規指標	当初	下水道普及率（計画区域内）を100%にします。	下水道普及率はほぼ目標に達成しているため、今後は下水道水洗化率（96.7%）を現況以上に引き上げることを新たな管理指標とした。	○目標値：100% ○H24実績値：99.00% （○H13 実績値:95.7%）
	今回	下水道水洗化率を現況以上にすることを目標とします。		
新規	当初	—	地球温暖化対策は、国の重点分野に位置付けられている。 県では、地球温暖化対策実行計画を策定しており、温室効果ガス削減目標を設定している。これを踏まえ、本計画においても、温室効果ガス排出量を平成22年レベルより3.2%削減することを新たな管理指標として盛り込むものとした。 【参考】 県の温室効果ガス削減目標：2020年度における温室効果ガス排出量を基準年（2010年度）比で3.4%削減する。	
	今回	温室効果ガス排出量を平成22年レベル(461,000 t CO_2)より3.4%削減することを目標とします。		

基本目標6　身近な環境質の向上…快適で安全な生活環境を確保する

区分	管理指標		理由	備考
一部削除	当初	二酸化硫黄※、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、それぞれの環境基準を達成・維持します。	二酸化硫黄については、過去の測定結果による基準を十分クリアしており、平成12年度より測定項目から除外した経緯がある。このため、今回の指標から二酸化硫黄を除外することとした。	○目標値：環境基準を達成・維持 ○H24実績値：達成・維持 （○H11 実績値：達成）
	今回	浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、それぞれの環境基準を達成・維持します。		
目標達成による新規指標	当初	市内の河川の調査地点におけるBODの年平均値の平均を3.0mg/l以下とするよう努めます。	当初の計画の管理指標は達成している。このため、今後は、県環境基本計画の指標と整合をとり、BODの年間平均値の平均が2.0mg /lの水準を達成、維持していくことを管理指標とした。 【参考】 県指標：公共用水域の全環境基準点における生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の年間平均値の平均が2010年2.0mg /lとする。	○目標値：3.0mg/ℓ以下 ○H24実績値：各河川で達成 （○H12 実績値：4.3mg/ℓ）
	今回	市内の河川の調査地点におけるBODの年平均値の平均を2.0mg/l以下とするよう努めます。		

区分	管理指標		理由	備考
変更	当初	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数をなくします。	当初の計画策定時においては、36件の苦情があったものが、年々減少している経緯がある。「苦情件数をなくする」ことは、現実的に難しいことから、「苦情件数を現況よりも少なくするよう努める」の表現に見直すこととした。	○目標値：0件 ○H24実績値：2件 (○H13 実績値：36件)
	今回	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数を現況よりも少なくするよう努めます。		

※二酸化硫黄／硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。化学式 SO_2。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雪のもとになるなど公害の原因物質となる。

基本目標７　環境学習と情報の共有…環境について知る・学ぶ機会をふやす

区分	管理指標		理由	備考
変更	当初	市民環境講座の参加率を60％以上とすることを目標とします。	リサイクル品を活用した工作、せっけんづくり、また、市内小学校や町内会等に対し、施設見学会やごみの出し方講座等を実施してきた経緯がある。 当初の計画策定時においては、環境講座の参加定員に対する参加者数の割合を管理指標として設定していたが、今回の見直しにおいて、市民全体の意向を把握する上で有効的な手法の1つであるアンケート調査を用いる管理指標とすることとした。 参加率については4.7％（H24）→20％（5世帯中1世帯の参加）を目標とした。	○目標値：60％ ○H24実績値：― (○H13 実績値：50％)
	今回	市民アンケート調査での環境講座への参加率を4.7％（H24）から、20％以上に引き上げることを目標とします。		

区分	管理指標		理由	備考
変更	当初	こどもエコクラブの加入グループ数を小学校区ごとに１つ以上を目標とします。	当初の計画策定時においてのエコクラブの加入は、1団体だったものが、平成21年には11団体となったものの、東日本大震災の影響もあり加入数が減少した経緯がある。 一方、震災後においても、学校での環境に関する活動の取組みは進められており、現況を踏まえ、今回の見直しにおいては、小中学生アンケート調査（学校での環境に関する活動への参加率）を用いる管理指標とすることとした。 参加率については69.7％（H24）→現況以上にすることを目標とした。	○目標値：小学校区ごとに１つ以上 ○H21実績値：11団体 （○H12 実績値：1グループ）
	今回	小中学生アンケート調査での学校での環境に関する活動（クラブや総合学習等）への参加率を69.7％（H24）から、現況以上に引き上げることを目標とします。		
変更	当初	環境情報センターを平成16年までに整備します。	環境情報センターの施設整備が消失したことから、管理指標を見直す必要がある。 市民に対する環境に関する情報提供としては、市民協働推進室や図書館などにおいて環境に関わるパネル展等を開催してきた経緯がある。また、ホームページにおいては、「環境情報コーナー」を設けている。このため、今回の見直しにおいて、塩竈市のホームページの環境情報コーナー内へのアクセス件数の向上を目標とした。 アクセス件数については、4,229件（H25）→20％（5,080件）以上に引き上げることを目標とした。	○目標値：H16までに整備 ○H24実績値：未整備 （○H13 実績値：―）
	今回	塩竈市ホームページの利用における環境情報コーナー内へのアクセス件数を4,229件（H25）から、20％以上に引き上げることを目標とします。		

基本目標８　環境活動と市民の参加…市民・事業者の環境に関する活動を支援・育成する

区分	管理指標		理由	備考
変更	当初	環境活動団体の登録数、20団体以上を目標とします。	現在、市民や事業者による環境活動団体として7団体確認されており、当初の計画策定時（2団体）よりも5団体増えている。また、町内会では、地区内の美化活動なども実施されている。 今回の見直しにおいては、今後も同様の伸び率で推移することを想定し、環境活動団体数を12団体以上に見直すこととした。 【H24環境活動団体】 ・塩竈まちづくり研究所 ・塩竈　花「浜街道」をつくる市民の会 ・塩釜市ホタルの里保存会 ・塩竈市花と緑の会 ・塩竈市日本赤十字奉仕団 ・塩竈海道まちづくり研究会 ・塩釜さくらの会	○目標値：20団体以上 ○H24実績値：― （○H13 実績値：２団体）
	今回	環境活動団体数を12団体以上とすることを目標とします。		
変更	当初	環境活動のリーダー・指導員数を小学校区ごとに3人以上養成します。	当初の計画策定時は、環境活動のリーダー・指導員数を管理指標としていたが、現況を踏まえ、環境活動のリーダー・指導員を養成するために必要となる講座開催数を管理指標とすることに見直すこととした。 講座開催数は四半期に1回を目標とした。	○目標値：小学校区ごとに3人以上 ○H24実績値：― （○H13 実績値：―）
	今回	環境活動のリーダー・指導員を養成するため、年４回、養成講座を開催することを目標とします。		
変更	当初	市民アンケート調査での環境に関する活動への市民参加率を60％に引き上げることを目標とします。	当初の計画策定時の参加率（45.8％）よりも平成24年の実績値（29.8％）が低くなっており、目標値（60％）と大きく隔たりがあるため、当初の計画策定時の参加率を回復させつつ、その参加率を半数（50％）にすることをめざすことに見直すこととした。	○目標値：60％以上 ○H24実績値：29.8％ （○H13 実績値:45.8％）
	今回	市民アンケート調査での環境に関する活動への市民参加率を29.8％(H24)から50％以上に引き上げることを目標とします。		

基本目標９　くらしの中での環境配慮…環境に配慮したくらし方をすすめる

区分	管理指標		理由	備考
目標達成による変更	当初	仮称）環境率先実行計画を平成16年までに策定し、３ヵ年ごとに見なおしながら推進します。	環境率先実行計画（しおがまエコオフィスプラン）を策定し、５ヵ年ごとに見直しを行っている状況にあるため、今後は、５ヵ年ごとに見直しをしながら推進することを目標とする。	○目標値：H16策定 ○H24実績値：― （○H13 実績値：未策定）
	今回	環境率先実行計画を5ヵ年ごとに見直しながら推進します。		
変更	当初	仮称）環境優良企業の認証割合を市内の小売店の50％以上とすることを目標とします。	当初の計画策定時においては、市独自の認証制度による管理指標を設定していたが、環境に関する国際的な標準規格であるＩＳＯ14001の関心が高まってきていることから、ＩＳＯ14001取得企業数を管理指標とすることに見直すこととした。	○目標値：50％以上 ○H24実績値：― （事業者ｱﾝｹｰﾄ：販売業29.8％、事業所全体31.4％） （○H13 実績値：未認定）
	今回	ＩＳＯ14001取得企業を現況以上とすることを目標とします。		
変更	当初	仮称）美化推進地区数を毎年4地区ずつ増加していきます。	当初の計画策定時においては、美化推進地区の増加を管理指標としていたが、現在、塩竈市景観計画を策定中であり、この中で各地域の景観形成の方向性が示される予定である。このため、今回の見直しにおいては、景観計画に基づく景観形成を推進していくことを管理指標とすることとした。	○目標値：毎年４地区増加 ○H24実績値：― （○H13 実績値：未指定）
	今回	塩竈市景観計画に基づく景観形成を推進し、地域特性にあった環境美化に努めます。		

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">管　理　指　標</th><th>理　　由</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">変更</td><td>当初</td><td>環境配慮行動の実施状況をアンケート等で調査し、市民の環境配慮のための重点行動指針の実施率を初回調査時から10％以上引き上げることを目標とします。</td><td rowspan="2">当初の計画策定時においては、新たなアンケート調査を実施することを予定していたが、今回実施した一般アンケート中において、重点行動指針に関連するアンケート内容が盛り込まれていることから、このアンケートを活用した管理指標とすることに見直すこととした。

【市民の環境配慮のための重点行動指針】
1．家庭ごみの適正な処理につとめる。
→市民アンケートの「ごみ分別、再利用に取り組んでいる」の回答率を現況（H24　91.0％）以上とする。（基本目標4の管理指標と重複【再掲】）

2．日常生活における電気の節約に努める。
→市民アンケートの「節電を心がけている」の回答率を現況（H24　91.4％）以上とする。（基本目標4の管理指標と重複【再掲】）

3．自動車の使用をできるだけ控えるように努める。
→市民アンケートの「公共交通や歩いていける所に行くときは自動車を使わないようにしている」の回答率を現況（H24　63.1％）から、70％以上に引き上げる。（基本目標5の管理指標と重複【再掲】）

4．公園や身近な環境の緑化に対する協力をしましょう。
→市民アンケートの「家やその周辺でみどりを育てている」の回答率を現況（H24　73.4％）から、85％以上に引き上げる。（基本目標2の管理指標と重複【再掲】）

5．環境保全活動等への参加・協力・実践に努める。
→市民アンケートの「環境に関する行事や市民活動に参加や協力をしている」の回答率を現況（H24　29.8％）から50％以上に引き上げる。（基本目標8の管理指標と重複【再掲】）</td><td rowspan="2">○目標値：10％引上げ
○H24実績値：―
（○H13 実績値：未調査）</td></tr>
<tr><td>今回</td><td>市民アンケートでの環境配慮のための重点行動指針の実施率を、各現況以上に引き上げることを目標とします。</td></tr>
</table>

基本目標10　震災からの環境の再生・復興

…東日本大震災によって消失した環境の再生及び復興を図る

区分	管理指標		理由	備考
新規	当初	—	東日本大震災によって消失した環境の再生及び復興を図る指標として新たに盛り込むものとした。	
	今回	復旧・復興事業により、安全・安心な生活環境の再生を図ります。		
		今後は豊かな自然環境の再生に努めます。		

3　アンケート調査の概要

（1）市民アンケート

① 調査目的

本調査は、身近な環境や地球環境等について、市民の意向や要望等を把握し、平成14年10月に策定した「塩竈市環境基本計画」の見直しを行うための参考資料とすることを目的とします。

② 調査対象及び調査方法等

1）調査対象：塩竈市在住の１８歳以上の男女
2）標本数：２,０００人
3）抽出方法：無作為抽出
4）調査方法：郵送配布、郵送回収
5）調査時期：平成２５年１月２８日～２月１５日

③ 調査内容

1）回答者の属性
2）身近な環境について（空気、騒音・振動、生活の快適性、環境美化について）
3）塩竈の海について
4）身近な環境問題について
5）生ごみについて
6）最近の塩竈市の環境の変化について
7）環境基本計画で進められた事業の参加状況について
8）これからの塩竈市の環境づくりについて
9）塩竈市の環境に対する将来像について
10）環境をよくするために行政に期待すること
11）環境をよくするために事業者に期待すること
12）家庭での環境に対する取組み状況
13）環境に関する活動について
14）深刻な地球環境問題について
15）バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）と新エネルギーについて
16）放射線・放射能対策について
17）自由意見（本市の自然環境や居住環境について）

④ 回収結果

1）発送数：２，０００人

2）回収数：８２３人

3）回収率：４１．２％

■地区別アンケート調査状況

地　区	配布数	回収数	回収率	備考
東　　部	214	80	37.4%	
西　　部	635	256	40.3%	
南　　部	271	98	36.2%	
北　　部	780	327	41.9%	
浦　　戸	100	37	37.0%	
無　回　答	—	25	—	
全　体	2,000	823	41.2%	

（2）こどもアンケート

① 調査目的

本調査は、身近な環境や地球環境等について、市内の小・中学生の意向を把握し、平成14年10月に策定した「塩竈市環境基本計画」の見直しを行うための参考資料とすることを目的とします。

② 調査対象及び調査方法等

1）調査対象：塩竈市内の小学５年生と中学２年生
2）標本数：３０７人
3）抽出方法：全数
4）調査方法：調査票の配布・回収は、学校を通じて実施
5）調査時期：平成２５年１月２８日～３月１３日

③ 調査内容

1）回答者の属性
2）塩竈の海について
3）身近な環境問題について
4）これからの塩竈市の環境づくりについて
5）塩竈市の環境に対する将来像について
6）学校生活内での環境に対する取り組みについて
7）いつも遊んでいる場所、遊んでみたい場所について
8）身の回りの環境や海などについての自由意見

④ 回収結果

1）配付数：３０７人
2）回収数：３０７人
3）回収率：１００．０％

区分	配布数	回収数	回収率	備考
小学校	176	176	100.0%	
中学校	131	131	100.0%	
全　体	307	307	100.0%	

（3）事業者アンケート

① 調査目的

本調査は、事業活動における環境への負荷や事業者の環境への取り組み状況等について、事業者の意向や要望等を把握し、平成14年10月に策定した「塩竈市環境基本計画」の見直しを行うための参考資料とすることを目的とします。

② 調査対象

1）調査対象：市内の事業者

③ 調査内容

1）事業者の属性
2）事業活動から発生する環境への負荷について
3）環境保全への取り組み状況について
4）塩竈市における環境保全の取り組み、将来像について
5）環境基本計画に見直しや環境問題全般についての自由意見

④ 回収結果

1）回収数：１４０社

■地区別

地区	回収数
東　部	45
西　部	22
南　部	30
北　部	34
浦　戸	4
無回答	5
全　体	140

■業種別

業種	回収数
農林水産業	3
建設業（土木建築等を含む）	14
製造・加工業	17
販売業	32
金融業	0
不動産業	1
運輸・通信	4
サービス業	46
医療	1
その他	18
無回答	4
全体	140

4　塩竈市環境基本条例

平成12年６月22日条例第31号
改正　平成22年12月条例第31号
平成23年３月条例第５号

わたしたちのまち塩竈は、豊かな自然の恵みの中で、発達を続けてきた。

しかしながら、近年の飛躍的な社会経済活動の拡大やわたしたちの生活様式の変化などに伴い、環境への負荷が増加し、従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市、生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきている。

さらには、一人ひとりの日常の生活や都市の活動そのものが、直接、間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることから、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、わたしたちは、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有すると同時に、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に引き継いでいく使命を有している。

特に、わたしたちは、豊かな海の恵みの中で、先人のたゆまぬ努力により歴史や文化が築き上げられ、かつ、守られてきた恵沢によって日々の暮らしが支えられていること、並びにこれらをさらに発展させ、将来の世代に引き継いでいかなければならないという責任と義務を担っていることを忘れてはならない。

このような認識のもと、わたしたちは、市民、事業者及び行政のすべての者の協働によって、この塩竈が、人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市となることをめざし、この条例を制定する。

第１章　総　　則

（目　　的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、海と歴史や文化が調和する塩竈の風土を永遠に継承することを目的とする。

（定　　義）

第２条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

２　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生できるような環境を実現するとともに、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるように、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2　環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、行わなければならない。
3　環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行わなければならない。
4　地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において環境への負荷の低減を図ることにより、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）
第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）
第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
2　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）
第６条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。
2　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

（施策の基本方針）
第７条　市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。
(1)　大気、水、土壌環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
(2)　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。
(3)　人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、自然環境及び歴史的、文化的な所産並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。
(4)　廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。
(5)　環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること。

（環境基本計画）
第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
⑴　環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
⑵　環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
⑶　環境の保全及び創造に関する行動の指針
⑷　前３号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、塩竈市環境審議会の意見を聴かなければならない。
４　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合性の確保等）
第９条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

（年次報告書）
第10条　市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第３章　環境の保全及び創造を推進するための施策

（環境影響評価の推進）
第11条　市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（規制の措置）
第12条　市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
２　市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
３　前２項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

（誘導的措置）
第13条　市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を採るよう誘導するため、必要かつ適切な経済的支援その他の措置を講ずるように努めなければならない。

（水と緑の保全と創造）
第14条　市は、海その他の市の風土を象徴する水や緑が有する環境の保全上の機能を重視し、人と自然が触れ合う地域の形成を図るため、水や緑の保全及び創造並びにその推進に関し必要な措置を講じなければならない。
２　前項に定めるもののほか、市は、市の風土にふさわしいより質の高い環境を創造するため、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

（公共的施設の整備等）
第15条　市は、下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

（廃棄物の減量の推進等）
第16条　市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。
２　市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進しなければならない。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）
第17条　市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（環境教育の振興等）
第18条　市は、市民、事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講じなければならない。

（市民等の自発的な活動の促進）
第19条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

（情報の提供）
第20条　市は、第18条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

（環境管理体制の整備の推進）
第21条　市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者がその事業活動を行うにあたり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（市民等の参加及び協力の促進）
第22条　第18条から前条までに定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（環境の状況の把握等）
第23条　市は、監視、測定等により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施しなければならない。
２　市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表しなければならない。

（国及び他の地方公共団体との協力）
第24条　市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めなければならない。

（地球環境の保全の推進）
第25条　市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に貢献できる施策を積極的に推進しなければならない。
２　市は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するように努めなければならない。

第４章　環境審議会

（塩竈市環境審議会）
第26条　環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、塩竈市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組　織）
第27条　審議会は、委員15人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
⑴　学識経験のある者
⑵　塩竈市議会の議員
⑶　関係行政機関の職員
⑷　前３号に掲げるもののほか市長が適当と認めた者

（任　期）
第28条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第29条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会　議）
第30条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
２　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部　会）
第31条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
４　部会に関し必要な事項は、会長が定める。

（庶　務）
第32条　審議会の庶務は、産業環境部環境課において処理する。
（平22条例31・一部改正）

（委　任）
第33条　この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（塩竈市環境審議会条例の廃止）
２　塩竈市環境審議会条例（平成11年条例第14号）は、廃止する。
（経過措置）
３　この条例により廃止する以前の塩竈市環境審議会条例による環境審議会委員は、この条例による塩竈市環境審議会の委員に発令されたものとみなす。この場合において委員の任期は、平成13年11月21日までとする。

附　則（平成22年12月条例第31号）抄

改正　平成23年３月条例第５号

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（平23条例５・一部改正）
（平成23年規則第58号で平成23年６月１日から施行）

附　則（平成23年３月条例第５号）
この条例は、公布の日から施行する。

5 用語解説

▼あ

〈ISO14001〉
企業や地方公共団体等が、地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構（ISO）が作成した国際規格（環境マネジメントシステム）のこと。ISOでは、1993（平成5）年から事業者の環境マネジメントに関する国際標準化作業を進めてきたが、1996（平成8）年にその一部（ISO1 4000シリーズ）が発効し、法的強制力はないが、最近では事実上の統一規格となってきている。

〈アイドリングストップ〉
停車中や長い信号待ちの際に自動車のエンジンを切り、無駄な空転をしないこと。

〈一般廃棄物〉
家庭から生じた可燃ごみなどの廃棄物と事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの（事務所・商店等から生じた紙ごみ、飲食店から生じた生ごみなど）をいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。

〈雨水流出抑制施設〉
雨水を一時的に貯めたり、地中に浸みこませることで、降った雨がすぐには流れ出にくくする施設のこと。

〈エコドライブ〉
ガソリンの消費を抑えるなど、環境に配慮して自動車を運転すること。急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のこと。

〈エコ・ファースト制度〉
企業が環境大臣に対し、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策など、自らの環境保全に関する取組みを約束し、その企業が、環境の分野において「先進的、独自的でかつ業界をリードする事業活動」を行っている企業（業界における環境トップランナー企業）であることを、環境大臣が認定する制度。企業の各業界における環境トップランナーとしての取組を促進することを目的としている。認定を受けた企業は、エコ・ファースト・マークを使用することができる。

〈エコマーク〉
（財）日本環境協会が実施する環境保全型商品推進事業のシンボルとして、アルファベットのｅ（エコロジー、アースの頭文字）を図案化したもの。特定フロンを使わないスプレーや再生紙を利用した冊子など、環境の保全に役立つものとして認定を受けた商品に表示される。

〈NPO〉
営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。民間非営利団体（Non-profit Organization）。社会構造の複雑化により行政や企業では対応が困難な分野でＮＰＯに対する期待が高まっている。

〈オゾン層〉
強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素（02）がオゾン（03）に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層。地上から20～25kmに存在する。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっている。

〈温室効果ガス〉
地球温暖化の原因といわれている、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などのこと。これらのガス排出量増加により地球全体の平均気温が上昇する。

▼か

〈海洋汚染〉
都市からの排出、陸上からの流出、船舶や海底油田からの油流出、不法海洋投棄等を原因として海が汚染されること。

〈化石燃料〉
石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のこと。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したものといわれている。

〈合併処理浄化槽／単独処理浄化槽〉
し尿等の生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設のことを浄化槽といい、し尿だけを浄化する単独処理浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、洗濯などの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。

〈環境影響評価〉（環境アセスメント）
開発事業の実施に先だって、その事業がもたらす環境への影響について調査・予測・評価する制度のこと。日本では、開発の当事者（行政、企業など）によってなされる。1997（平成9）年に環境影響評価法が制定された。

〈環境家計簿〉
日々の生活において環境に影響を与える行動を記録し、集計、採点するチェックリストのこと。家庭で、電力・ガス、石油などの消費量をCO_2に換算するなどして記録する家計簿。

〈環境基準〉
大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められているもの。

〈環境基本法〉
日本の環境施策の土台となる法で、環境問題に対処する総合的な政策を進めるために、理念、国･地方公共団体･事業者・国民の責務、環境保全政策の基本事項などを定めている。1993（平成5）年成立。

〈環境教育〉
人間と環境の関わりを取り上げ、環境の重要さを理解・認識し、環境への負荷の少ない行動を取る必要があるという考え方を学校、家庭、職場などを通じて地域社会へ広げていく教育のこと。

〈環境騒音〉
特定の音を対象とせずに測定される騒音のこと。（自動車騒音を測定する際のその他の雑音のこと）

〈環境負荷、環境への負荷〉
環境汚染をはじめとした、地球環境へ及ぼすマイナスの影響のこと。環境への負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。

〈環境マネジメントシステム〉
事業者が環境保全対策を自主的に進めるために構築する枠組みのこと。経営者自ら環境に関する方針を定め、事業活動に伴う環境への負荷を把握のうえ、その方針に沿った目標と計画を策定し、実行のための組織やマニュアル類の整備を行い、目標の達成状況や計画の実施状況を点検し、全体のシステムの見直しを行う一連の手続きを実施したうえで、さらにこの手順を繰り返すことによって取り組みを高めていこうとするもの。
この環境マネジメントシステムの中で自主的な環境管理に関する計画などの実行状況を点検する作業を環境監査と呼んでいる。

〈気候変動枠組条約締結会議〉（COP）
1992年に採択された大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」に基づき、1995年から毎年開催されている会議。日本からは全てのCOPに環境大臣が出席している。

〈共生〉
広く人間と自然が好ましい関係を維持しながら共存する状態をいい、自然環境を守りながら、自然とともに生活すること。

〈協働〉
協力して働くこと。市民と行政、事業者などが相互理解のもと、ともに協力して働いてまちづくりを行うという意味で用いている。

〈漁業集落排水処理施設〉
雨水排水や生活排水などを処理する漁村集落の施設のこと。海洋汚濁などを防止し、自然環境の保全と快適で健康な生活の向上を目的として整備する。

〈クリーンエネルギー〉
化石燃料の燃焼や原子力などと違って、廃棄物によって環境を汚染することのないエネルギーのこと。太陽熱・地熱・風力・波力など。

〈グリーン経済〉
環境保全や持続可能な循環型社会などを基盤とする経済。自然環境の保全や天然資源の循環利用によって、将来にわたって持続可能な経済成長を実現しようとするもの。再生可能エネルギーの研究や自然環境の再構築、廃棄物削減事業など環境分野の雇用促進、環境対策への投資など、環境問題への取組みを経済の中心に据えることで、経済発展と環境保全の両方の課題を同時に解決することを目指す。

〈グリーンマーク〉
（財）古紙再生促進センターが、古紙を再生利用した製品であることを認定し、表示するマークのこと。緑化推進と自然保護を目的として実施されているもので、学校や町内会・自治会などでマークを集め事務局へ送ると、苗木やリサイクルノートなどと交換できるしくみ。1981（昭和56）年制定。

〈建設副産物〉
建設工事に伴い発生する廃棄物のこと。建設廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材など）及び建設発生土（建設工事の際に搬出される土）の総称。

〈県立自然公園〉
優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、県民の保健・休養及び教化に資することを目的として、県が指定するもの。土地の所有の如何にかかわらず区域を画して指定される公園のこと。

〈公園維持管理協定〉
公園管理の一部を地域住民自らが行い、公園を活発に利用してもらうために地域団体と市が結ぶ協定のこと。

〈公園のリニューアル整備〉
市民が使いやすいように、市民の声を取り入れながら公園を再整備すること。

〈光害〉
夜、照明の光による害のこと。特に、天体観測の妨げや野鳥の生態に悪影響を与える光をいう。

〈公害〉
環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この7公害を通常「典型七公害」と呼んでいる。

〈公害防止協定〉
公害の防止を目的として、地方公共団体及び地域住民等と事業者の間で結ぶ協定のこと。公害を防止するため、事業者がとるべき措置を相互の合意形成により取り決めたもの。

〈光化学オキシダント（O_X）〉
大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こし、生成される二次的汚染物質の総称。
オゾン・アルデヒド類など。

〈こどもエコクラブ〉
国が平成7年度から全国の小中学生に呼びかけて募集登録している「こどもたちの、こどもたちによる、こどもたちのための環境活動」を行うクラブのこと。地域において環境保全に関する活動を行う数人～ 20人程度の小中学生のグループ。

▼さ

〈再生可能エネルギー〉
水力、地熱、太陽光、太陽熱、風力、海洋エネルギー（温度差、波力、潮位差、潮流、海流、塩分濃度差）等、循環して利用できるエネルギーのこと。

〈産業廃棄物〉
事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など19種類をさす。省略して「産廃」と呼ばれている。産業廃棄物については、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理すべきことが義務づけられている。

〈酸性雪〉
化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雪のこと。
通常pH5.6以下のものをいう。国境を越えた問題となっている。

〈COD〉
化学的酸素要求量。海域や湖沼の汚濁の度合を表す指標で、有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量で表したもの。

〈自然エネルギー〉
地球の自然環境そのものの中で、繰り返し生起している現象の中から得られる再生可能なエネルギーのこと。太陽エネルギー、地熱、風力、波力、バイオマス（生物エネルギー）など。

〈持続的な発展〉
環境への負荷を軽減し、環境を構成するシステムを健全に維持することで、将来にわたって社会システムの発展と維持を目指すこと。

〈地盤沈下〉
地下水・天然ガスの採取、もしくは自然的な原因などにより、地表面が沈下する現象のこと。

〈生涯学習〉
乳幼児から老年までのその人間の発達段階に応じて、学校教育・社会教育などの枠を越えて行う学習のこと。基本的にはその人の自発的な学習活動が前提。

〈新エネルギー〉
太陽熱・光・風力・波力などの自然エネルギー、オイルサンド、石炭液化・ガス化などの合成燃料、水素エネルギーなどの総称。世界レベルで資源の枯渇や地球温暖化が問題になる中、石油や原子力に変わる代替エネルギーとして期待されている。

〈親水空間〉
川、用水路、池、湧水などの水辺に近づけて、水とふれあえる空間のこと。通常、水をとりまく樹木や通路などの空間も含む。

〈水生生物調査〉
河川に生息する水生生物のうち、分類が簡単で水質のものさし（指標）となる16種（さわがに、ひる、いとみみずなど）について調査を行い、そこの水質の階級づけを行う。環境省で市民参加を呼びかけ、1984（昭和59）年から全国で実施されている。

〈スターウォッチング〉
星を観察すること（イベント）。

〈生活排水〉
し尿と日常生活に伴って排出される炊事・洗濯・入浴などからの排水をいう。

〈生活排水処理率〉
行政人口に対する、下水道、漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の処理人口の割合のこと。

〈生態系〉
自然界のある地域に住むすべての生物群集とそれらの生活に関与する環境要因とを一体として見たもの。

〈生物多様性〉
森や川、海などの多様な環境の中で様々な生きものが生息・生育し、それぞれの生きものが自然を介して他の生きものとの間に様々な関わりを持っている状態のこと。

〈生物多様性地域戦略〉
生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条では、地方公共団体に対し策定の努力義務が規定されている。

〈生物多様性地域連携促進法〉
地域における生物多様性の保全の必要性〔[1]地域における生物多様性が深刻な危機に直面していること、[2]生物多様性は地域の自然的社会的状況に応じて保全されることが重要であること、[3]生物多様性に関する社会的要請が増大していること（生物多様性基本法の制定、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催）〕にかんがみ、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全していくための法律。平成22年12月10日制定、平成23年10月１日施行。

〈総合的学習の時間〉
小中学校で平成14年度から本格的に始まったカリキュラム（高校もそれ以降）。教科の枠を超えて特定の主題に沿って総合的に学習を組織する教育課程・方法のこと。地域の人材・教材、特殊な知識を必要とする場合もあり、学校と地域、行政などとの連携が望まれる。

▼た

〈ダイオキシン類〉
ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっている。

〈地球温暖化〉
二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球全体の平均気温が上昇することをいう。温室効果ガスの濃度が現在のまま増加した場合、100年後には現在に比べ平均気温が約2℃程度上昇し、海面水位が上昇したり、生態系や農業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

〈長期総合計画〉
まちづくりや行政運営の指針として、基本的な考え方や施策の方向性を定めたものであり、市が策定する各種個別計画の上位計画にあたる。

〈低公害車〉
従来の自動車に比べ、大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車の総称。低燃費車、電気自動車など。

〈低酸素社会創出ファイナンス・イニシアティブ〉
低炭素社会の創出のため、金融メカニズムを活用して、民間資金も呼び込みつつ、建築物の低炭素リニューアル、低炭素まちづくり、低炭素技術の対策強化・市場化・研究開発の4分野について、低炭素投資の促進、市場の創出を図るイニシアティブ。

〈低騒音舗装〉
タイヤと路面間の空気による騒音低減効果を活用した舗装のこと。自動車が走行するとき、空気を路面の中に逃がすことで、騒音を3デシベル程度低減する効果があるといわれている。

〈dB [A]〉
音の強さや音圧を表す単位「デシベル」の記号のこと。騒音の大きさは、聴感補正を加味して、dBまたはdB[A]で表示する。

〈島嶼〉
小さな島々のこと。環境基本計画では、越の浦と浦戸諸島を合わせて島嶼部としている。

〈透水性舗装〉
道路や駐車場の舗装面上に降った雨水を、すきまが多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装のこと。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養や、都市型洪水の防止効果が期待される。

〈都市公園〉
都市公園法に基づき、国や地方自治体が設置する市民の休養・運動に供する公園または緑地のこと。

〈都市マスタープラン〉
都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの。

▼な

〈二酸化硫黄（SO_2）〉
硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雪のもとになるなど公害の原因物質となる。還元作用が強く、パルプ・砂糖・毛・絹・麦わらなどの脱色・漂白に用いる。硫酸の製造原料として重要。無水亜硫酸。亜硫酸ガス。

〈二酸化窒素（NO_2）〉
一酸化窒素が酸素に触れると生成する赤褐色の気体。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる。

〈ノーマイカーデー〉
日を決めて不要不急の自動車利用を自粛する呼びかけのこと。大気汚染や違法駐車、道路渋滞、交通事故などの自動車公害問題解消の方策として、期待されている。

▼は

〈BOD〉
生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の度合を表す指標で、水中の有機物等が微生物により分解されるときに必要な酸素の量で表したもの。

〈PM2.5（微小粒子状物質）〉
大気中に浮遊している2.5μm(1μmは1mmの千分の一)以下の小さな粒子のこと。（μ=マイクロ）
粒径が非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響など懸念されている。

〈ビオトープ〉
野生動植物の生息空間の意味。多様な動植物が共存して生息できる良好な生態系、空間をさす。

〈ヒートアイランド〉
都市部が周辺域より高い温度になっている現象。放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどによる。

〈風致保安林〉
社寺・名所・旧跡の景観や自然景観を維持するために、森林の伐採などの制限をおこなっている森林のこと。

〈浮遊粒子状物質（SPM）〉
粒子状汚染物質のうち、粒子の直径が10マイクロメートル以下のもの。空気中に漂い慢性の呼吸器疾患の原因とされている。

〈放射性物質〉
放射線を出す能力（放射能）を持つ物質のこと。原子炉の核燃料や医療分野の放射線療法などに利用される。また、核爆発や原子力発電所の事故などで放出された場合、外部被曝や内部被曝により人体に悪影響を与えるおそれがある。

〈ホームページ〉
home page www（ワールド･ワイド･ウェブ）のこと。インターネット上にある情報提供ページ。

▼ま

〈宮城県の緑地環境保全地域〉

県自然環境保全地域以外の区域で樹林地、池沼等特に良好な自然環境を形成し、都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる区域でその面積が規則で定める面積以上のもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資する地域。

▼や

〈有害化学物質〉

人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質。人間の諸活動から発生する有害な化学物質は非常に種類が多い。例→カドミウム及びその化合物、水銀、六価クロム、ＤＤＴ、トリクロロエチレン、人体への影響が心配されている環境ホルモン（ダイオキシン、ＰＣＢ、ビスフェノールＡ等）、化石燃料の燃焼による二酸化窒素、二酸化硫黄など多種多様。

〈要請限度〉

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内で騒音の測定を行った場合に、その自動車騒音がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。

▼ら

〈リサイクル率〉

市内で発生するごみの総量に対する再資源化ごみの量の割合のこと。
（市の資源化量＋（団体回収量））÷（市のごみ総排出量＋（団体回収量））

〈リスクコミュニケーション〉

化学物質の影響等、環境に対する危険性に関する正確な情報を行政、事業者、国民等すべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

〈緑化基金〉

都市の緑化を図るための基金。市民からの寄付金を積み立て、その利息を用いて個人の住宅の生け垣の助成等を行う。

〈緑化協定〉

緑豊かな潤いのある居住環境の形成のために、地区の住民が一定のルールを定めて緑化を進めていくために結ぶ協定のこと。